

## ■建学の精神・行動指針

### ■学事日程 ————— 4

### ■授 業 ————— 6

1. 授業期間 ————— 6
2. 授業時間 ————— 6
3. 授業科目の分類 ————— 6
4. 授業科目の種類 ————— 6
5. 授業科目の配当 ————— 6
6. 休講 ————— 6
7. 補講 ————— 7
8. 教室変更 ————— 7
9. 欠席の取り扱い ————— 7
10. 授業評価アンケート ————— 7
11. オフィスアワー ————— 7

### ■履修登録 ————— 8

1. 学期制・ Semester制 ————— 8
2. 修業年限および在学期間 ————— 8
3. 単位制 ————— 8
4. 履修登録 ————— 8
  - (1) 履修登録とは ————— 8
  - (2) 履修登録の方法と手続き ————— 9
  - (3) 履修登録上限単位 ————— 9
5. 修得単位の認定 ————— 9

### ■試験・成績・修了 ————— 10

1. 試験の種類 ————— 10
  - (1) 定期試験 ————— 10
  - (2) 追試験 ————— 10
  - (3) 再試験 ————— 10
2. 受験資格 ————— 10
3. 受験心得 ————— 10
4. 不正行為 ————— 10
5. レポート・課題提出 ————— 10
6. 成績評価・GPA 制度 ————— 10
7. 成績発表 ————— 11
8. 学位授与 ————— 11

### ■学 籍 ————— 12

1. 休学 ————— 12
2. 復学 ————— 12
3. 退学 ————— 12
4. 除籍 ————— 12
5. 再入学 ————— 12
6. 復籍 ————— 13

## ■教育学研究科

1. 教育学研究科の教育 ————— 14
  - 教育目的 ————— 14
  - 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) — 14
  - 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) — 14
2. 大学院 教育課程表 (平成 30 年度) ——— 15
  - 大学院 授業概要一覧 ————— 16
3. 免許・資格課程 ————— 20
  - (1) 教職課程について ————— 20
4. 学位論文 ————— 22
  - (1) 修士論文提出要領 ————— 22
  - (2) 修士論文審査基準 ————— 22
  - (3) 修士学位取得プロセス ————— 23
5. 設備 ————— 24

### ■大阪成蹊大学大学院学則 ————— 25

### ■研究倫理について ————— 30



# 建学の精神・行動指針

## 建学の精神

### 桃李不言下自成蹊

<sup>とうり</sup>桃李もの言わざれども<sup>こみち</sup>下おのずから蹊を成す

大阪成蹊学園の建学の精神ならびに「成蹊」の名称は、中国の司馬遷の『史記』に由来しています。

その意味するところは、「桃や李は何も言わないが、その美しい花や実にひかれて人があつまってくるので木の下には自然と小道（蹊）ができる」という意味です。

徳が高く、尊敬される人物のもとには徳を慕って人々が集まってくるという譬え（たとえ）です。

本学の教育は、このような徳のある人物の養成を目標としています。

## 行動指針

ちゅう  
忠

じょ  
恕

### 夫子の道は忠恕のみ

「忠」は誠実、「恕」は思いやりを表わし、誠を尽くし人の立場になって考え行動するという意味です。

大阪成蹊学園では、建学の精神を実践するにあたり、「忠恕」を行動の指針としています。

# 学 事 日 程

●2018年度学事日程 学事日程その他スケジュールは、必ず教務部掲示板で確認すること。  
学事日程はやむを得ず、変更することがあります。変更する場合は、教務部掲示板で  
お知らせします。

□……休日

日	曜	4月	全	曜	5月	全	曜	6月	全	曜	7月	全	曜	8月	全	曜	9月	全	日
1	日	入学式(グラン キューブ大阪)		火		④	金		⑦	日		水	前期定期試験③	試	土				1
2	月			水		④	土		⑧	月		木	前期定期試験④	試	日				2
3	火			木	憲法記念日	/	日	/	火			金	前期定期試験⑤	試	月				3
4	水			金	みどりの日	/	月	/	水			土	前期定期試験⑥	試	火				4
5	木			土	こどもの日	/	火	/	木			日			水				5
6	金			日		/	水	/	金			月	前期定期試験 予備日		木				6
7	土		①	月		④	木		⑧	土		火			金				7
8	日	春期休業終了	/	火		⑤	金		⑧	日		水			土				8
9	月	前期 授業開始	①	水		⑤	土		⑨	月		木	夏期休業 開始	▲	日				9
10	火		①	木		④	日	/	火			金			月				10
11	水		①	金		④	月	/	水			土	山の日		火				11
12	木		①	土		⑤	火	/	木			日	原則 一斉休業日 8月9日~16日		水				12
13	金		①	日	/	水	/	金	⑩	金		月			木				13
14	土		②	月		⑤	木	/	土			火			金				14
15	日		/	火		⑥	金	/	日			水			土				15
16	月		②	水		⑥	土	/	月	海の日 (平常授業)		木			日				16
17	火		②	木		⑤	日	/	火			金	学園創立記念 日の振替休日		月	敬老の日			17
18	水		②	金		⑤	月	/	水			土			火				18
19	木		②	土		⑥	火	/	木			日			水				19
20	金	学園創立記念日 (平常授業)	②	日	/	水	/	金	⑪	金		月			木	夏期休業終了			20
21	土		③	月		⑥	木	/	土			火			金	後期授業開始	①		21
22	日		/	火		⑦	金	/	日			水			土			①	22
23	月		③	水		⑦	土	/	月			木			日	秋分の日			23
24	火		③	木		⑥	日	/	火	補講日①	補	金			月	振替休日 (平常授業)	①		24
25	水		③	金		⑥	月	/	水	補講日②	補	土			火			①	25
26	木		③	土		⑦	火	/	木			日			水			①	26
27	金		③	日	/	水	/	金	⑫	金	前期授業終了	⑮	月		木			①	27
28	土		④	月		⑦	木	/	土			火			金			②	28
29	日	昭和の日	/	火		⑧	金	/	日			水			土			②	29
30	月	振替休日	/	水		⑧	土	/	月	前期定期試験①	試	木			日				30
31	/			木		⑦	/	火		前期定期試験②	試	金			/				31

月曜日～金曜日の①～⑮はその曜日の授業回数

□……休日

日	曜	10月	全	曜	11月	全	曜	12月	全	曜	1月	全	曜	2月	全	曜	3月	全	日
1	月		②	木		⑥	土		⑨	火	元日		金			金			1
2	火		②	金		⑥	日		／	水			土	土曜日授業終了	⑮	土			2
3	水		②	土	文化の日	⑥	月		⑪	木			日		／	日			3
4	木		②	日		／	火		⑪	金			月	後期定期試験④	試	月			4
5	金	大学祭 前日休講	／	月		⑦	水		⑪	土			火	後期定期試験⑤ (金曜日開講科目)	試	火			5
6	土	大学祭	／	火		⑦	木		⑪	日			水	後期定期試験⑥ (土曜日開講科目)	試	水			6
7	日	大学祭	／	水		⑦	金		⑪	月		⑭	木	後期定期試験 予備日		木			7
8	月	体育の日 (平常授業)	③	木		⑦	土		⑩	火		⑭	金			金			8
9	火		③	金		⑦	日		／	水		⑭	土			土			9
10	水		③	土		／	月		⑫	木		⑭	日			日			10
11	木		③	日		／	火		⑫	金		⑭	月	建国記念の日		月			11
12	金		③	月		⑧	水		⑫	土		⑬	火			火			12
13	土		③	火		⑧	木		⑫	日		／	水			水			13
14	日		／	水		⑧	金		⑫	月	成人の日	／	木			木			14
15	月		④	木		⑧	土		⑪	火		⑮	金			金			15
16	火		④	金		⑧	日		／	水		⑮	土			土			16
17	水		④	土		⑦	月		⑬	木		⑮	日			日			17
18	木		④	日		／	火		⑬	金	大学入試センター 試験前日準備	／	月			月			18
19	金		④	月		⑨	水		⑬	土	大学入試 センター試験	／	火			火			19
20	土		④	火		⑨	木		⑬	日	大学入試 センター試験	／	水			水			20
21	日		／	水		⑨	金	後期年内 授業終了	⑬	月		⑮	木			木	春分の日		21
22	月		⑤	木		⑨	土		⑫	火	後期補講日①	補	金			金			22
23	火		⑤	金	勤労感謝の日 (平常授業)	⑨	日	天皇誕生日		水	後期補講日②	補	土			土			23
24	水		⑤	土		⑧	月	振替休日		木	後期補講日③	補	日			日			24
25	木		⑤	日		／	火			金	後期授業終了 (土曜日除く)	⑮	月			月			25
26	金		⑤	月		⑩	水			土		⑭	火			火			26
27	土		⑤	火		⑩	木			日		／	水			水			27
28	日		／	水		⑩	金	冬期休業 開始		月	後期補講日④	補	木			木			28
29	月		⑥	木		⑩	土			火	後期定期試験①	試	／			金			29
30	火		⑥	金		⑩	日	原則 一斉休業日 12月28日~1月5日		水	後期定期試験②	試	／			土			30
31	水		⑥	／			月			木	後期定期試験③	試	／			日			31

## 1. 授業期間

前学期（前期）科目：4月～9月に開講される科目

後学期（後期）科目：10月～3月に開講される科目（9月下旬から開講となる場合があります）

集中講義科目：短期間に集中的に開講される科目です。主に土曜日や夏期・春期の長期休暇中に開講されます。

日程については、時間割表または掲示等で確認してください。

※祝日に授業が開講されることもあります。学事日程（p 4、5）で確認してください。

## 2. 授業時間（全学共通）

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30	19:40～21:10

※大学院は原則、平日の6・7時限、土曜日に開講します。

## 3. 授業科目の分類

授業科目の種類は、以下のとおり編成されております。

- ①基礎科目 ②基本科目 ③専門科目 ④研究指導

## 4. 授業科目の種類

授業科目の種類には、大きく分けて次の2種類があります。

必修科目	修了あるいは資格取得のために、必ず修得しなければならない科目。
選択科目	学問的な興味・関心に応じて自由に選択し、履修することが可能な科目。 ただし、科目の選択にあたっては、ある程度の基準が設けられている。

## 5. 授業科目の配当

科目は、修了までの前・後期にわたって配当され、これに基づいて授業時間割を編成しています。修了に必要な最低単位数を十分上回るように、履修計画を立てることが必要です。

## 6. 休講

大学行事または担当教員のやむを得ない事情（出張・疾病等）あるいは天災、交通機関のストライキ等により、授業が休講になる場合があります。また、授業開始時間を30分以上経過しても担当教員が入室しない場合、その授業は自動的に休講となります。

なお、天災、交通機関のストライキ等に伴う授業措置については次の通りとし、休講措置に関する電話による問い合わせには、一切応じません。

### 《交通機関のストライキ、台風等に伴う授業の取扱い》

阪急電鉄が運休した場合（ストライキ等を等を含む）、大阪府内のいずれかに暴風警報が発令されている場合の当日の授業措置は、以下の通りとする。

交通ストライキ 暴風警報	午前7時までに解除された場合	⇒通常通り（第1限目から）授業
	午前7時現在、続行・発令中の場合	⇒午前中授業（1・2限）休講
	午前11時までに解除された場合	⇒午後（第3限目から）授業
	午前11時現在、続行・発令中の場合	⇒第3限～第5限休講
	午後3時までに解除された場合	⇒第6限以降授業
	午後3時現在、続行・発令中の場合	⇒第6限・第7限ともに休講

※阪急電鉄以外の交通機関が運休した場合、その交通機関を利用して通学している学生が、やむを得ず欠席した授業は、欠席の取り扱いとはしない。

## 7. 補講

学期中に休講となった授業は、原則としてその学期中に補講を行います。補講の日程は教務部の掲示板にて確認してください。

## 8. 教室変更

授業を受ける教室は時間割表に指定していますが、受講者数により教室を変更する場合や大学行事等により教室を変更する場合があります。教務部の掲示板にて確認してください。

## 9. 欠席の取り扱い

授業の出席は単位を修得するうえにおいて不可欠です。出席回数が授業回数の3分の2に満たないものは成績評価を行わないことを、本学のガイドラインとしています。成績報告・通知では「E」と表示されます。ただし、下記のやむを得ない理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」にその理由を証明する書類を添えて担当教員へ提出してください。その場合は出席すべき日数として扱いません。

①忌引（二親等以内の近親者）による欠席	会葬等の案内や証明となる書類が必要
②学校感染症による欠席	医師の診断書が必要 (本学様式の診断書が必要な場合は、保健センターまでご相談ください)
③災害による欠席	罹災証明書が必要
④就職試験による欠席	就職部指定の証明書が必要
⑤その他研究科がやむを得ない事由と認めた場合	

### 文部科学省 学校保健安全法施行規則

#### 感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

## 10. 授業評価アンケート

教員と学生による授業の改善を目指し、各学期中に授業評価に関するアンケート調査を実施します。

## 11. オフィスアワー

教員と学生のコミュニケーションをはかる場としてオフィスアワーを設けており、専門分野や得意分野について教員が気軽に質問や相談に応じてくれます（大学の休業期間を除く）。

各職員のオフィスアワーの設定時間については、学生部掲示板等で知らせますので、直接研究室を訪ねてください。

## 1. 学期制・セメスター制

●学年は次の2学期に分かれます。

前学期（前期）：4月1日から9月30日まで

後学期（後期）：10月1日から3月31日まで

原則として各期15週、通年で30週の授業を行うことになります。

なお、後期の授業は、授業時間数の関係から、9月下旬から開始されることがあります。

●研究科では2年間の在学期間を4学期に分けて、開講する科目を学期ごとに完結させるセメスター制を基本としています。

## 2. 修業年限および在学期間

●在学期間が2年以上で修了要件をすべて満たした場合に、教育学研究科委員会にて修了判定を経て修了が認定されます。

●2年以上在籍し（休学期間を除く）、前期末で修了要件を満たした学生は、修了判定を経て修了（9月）が認定されます。

●在学期間は4年を超えることはできません。ただし、再入学、転入学により入学した者は、それぞれの在学すべき年数の2倍の期間を超えて在学することはできません。

●2年を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生は、その申し出が認められた場合、計画的な履修が可能となります。

## 3. 単位制

本学での学修はすべて単位制になっています。単位制というのは、それぞれの授業科目について、その科目の授業を受けて試験等に合格すると、定められた単位が与えられる制度です。その単位数の合計が修了に必要な数に達し、かつ修了のための諸要件を充たした者に対して修士の学位が与えられ、修了が認定されます。

### ●単位数の基準

本学で各授業科目に与えられている単位数は、授業形式によって以下のような基準を原則として算定されています。授業科目の単位数は次の基準により計算します。

なお、本学では、1講義90分を2時間として計算します。

単位数	講義および演習科目の場合			実技及び実習科目の場合		
	自学自習	授業	合計	自学自習	授業	合計
1	15時間	30時間	45時間	15時間	30時間	45時間
2	60時間	30時間	90時間	30時間	60時間	90時間

各科目の単位数は「開講科目」を参照してください。

なお、科目によって集中講義をもって完結するものもあります。

### ●単位認定

試験やレポート提出、受講状況等で60点以上の成績評価を得た者を合格とし、合格科目に対しての所定の単位を認定します。

## 4. 履修登録

### (1) 履修登録とは

前・後期それぞれに、各自の責任において各期に受講する科目（履修科目）を登録する（時間割を作成する）ことを履修登録といいます。この手続きを行わなければ授業を受けることができなくなることはもちろん、試験を受け、単位



を修得することもできなくなりますので、履修登録の方法を十分理解し、正しく行ってください。

## (2) 履修登録の方法と手続き

履修登録の方法や手続きについては、必ず事前の履修登録ガイダンスに出席し、その指示に従ってください。  
ガイダンスを欠席した場合、希望通りの履修登録ができない場合があります。

### 《履修登録を行う上での注意事項》

- ①履修登録期間中に必ず携帯電話およびスマートフォン・パソコンにて履修登録を行うこと。
- ②指定された期間内に履修登録を行わない者は、授業を受けられず、各期試験の受験もできませんので、注意すること。
- ③履修登録完了後の履修科目の変更、追加等については原則認められませんので、誤りのないよう十分確かめて登録すること。
- ④同一時限に行われる授業科目を二重登録することはできない。
- ⑤単位修得済み（合格済み）の科目を登録することはできない。
- ⑥履修科目は当該年次配当科目より選択し、特に指示のない限り上位年次配当科目は履修できない。
- ⑦学費の無届未納者は、履修登録をすることができない。

## (3) 履修登録上限単位

本研究科では、授業時間に対して十分な自学習・研究時間を確保するため、各学期につき、それぞれ「22単位」までしか履修登録できません。

## 5. 修得単位の認定

教育上有益と認められる場合、以下のとおり修得単位として認定することができます。

### ①認定対象科目

- ・他の大学院において履修した授業科目で修得した単位（外国の大学院への留学により修得したものを含む）
- ・他の大学院又は研究所等にて研究指導を受けて修得した単位（1年を超えることはできない）
- ・入学前に他の大学院において履修した授業科目で修得した単位（科目等履修生として修得したものを含む）

以下の単位を、本学が指定する科目に充当する。

### ②認定単位数

10単位を超えないものとする。

### ③認定科目の申請手続

ガイダンスを受けた後、本学所定の「既修得単位認定申請書」に以下の書類を添付し、指定された期間内に教務部に提出すること。

- ・出身大学院における既修得単位を証明する「成績証明書」又は「単位修得証明書」
- ・既修得科目の概要又はこれに代わる授業内容を記載したもの（シラバス等）

### ④認定基準

認定する科目の単位数及び授業時間数が、本学の基準に準じたものであること。

単位の認定は、申請手続時提出したシラバス等の講義概要により判定します。

### ⑤認定の可否

研究科委員会で認定の可否を審議します。

## 1. 試験の種類

試験には、学期内の授業中に実施する小テスト等の「授業内試験」、学期末の一定期間に実施する「定期試験」、所定の条件の下で実施する「追試験」と「再試験」があります。

定期試験及び追・再試験については通常の授業時間とは別に以下の時間で実施します。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
9:30～10:30	11:00～12:00	13:30～14:30	15:00～16:00	16:30～17:30	18:00～19:00	19:30～20:30

### (1) 定期試験

前期末・後期末には、それぞれに履修登録した科目の定期試験を行ないます。

試験の方法は筆記試験、実習・実技試験、口述試験、レポート等の提出などがあります。

### (2) 追試験

病気、二親等以内の近親者の忌引、就職試験、その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった科目について、所定の手続きを行うことにより、追試験を受験できます。

### (3) 再試験

最終学年で修了見込みのものが、不合格（不可）科目のうち、所定の条件を満たし、科目担当者が「再試験受験可」と判断した場合、所定の手続きを行うことにより、再試験を受験できます。

## 2. 受験資格

次に該当する者は試験の受験資格がありません。

- ①履修登録をしていない者
- ②出席が授業回数の3分の2に満たない者
- ③授業料を無断で滞納している者

## 3. 受験心得

- 試験場は全て座席指定です。指定された座席で受験してください。
- 筆記用具や持ち込み許可物、学生証以外は全て指示されたところに置いてください。
- 試験開始後20分以上経過すると試験場に入室できません。また試験開始後30分以内の試験場からの退室はできません。
- 不正行為を行ったり、受験態度が不良の者については、学則に基づき当該科目の無効、停学等処分の対象になりますので、厳正な態度で受験してください。
- 試験場では全て試験監督の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。

## 4. 不正行為

試験において、不正行為の疑義が発生した場合、監督者による事実確認を行うので監督者の指示に従って待機すること。

【不正行為を行った者（他人の不正行為を援助したものも含む）は、規程に基づき懲戒処分し、公示します。また、当該学期に履修している全ての科目を無効とします。】

## 5. レポート・課題提出

レポートは指定の期日までに指定の場所に提出してください。提出場所は授業内または定期試験中に担当教員に提出する場合と教務部内のメールボックスに提出する場合があります。いずれの場合も提出期限を過ぎたレポートや郵送によるレポートは一切受け付けません。

## 6. 成績評価・GPA制度

成績評価は、授業科目ごとに100点満点として、これを院学則第35条に定める「A・B・C・D・E」の評語をもつ

て下表のとおり表示し、「D」以上を合格とします。

ただし、本研究科以外での学修にかかる成績の評価については、「認定」などの評語で表すことがあります。

また、学生の学業成績を評価し、修学指導、表彰、教育実習の参加要件、学校推薦、奨学金推薦等に生かすため、全ての卒業要件科目を対象とした、GPA（Grade Point Average）制度を設けています。

成績評価と GPA 換算方式は以下の通りです。

点数	評語	評価点 GP (Grade Point)	合否
100点～90点	A	4	合格
89点～80点	B	3	
79点～70点	C	2	
69点～60点	D	1	
59点以下	E	0	不合格

科目概要の「評価方法」および「成績評価の観点と尺度」で確認をしてください。

履修指導教員の指導のもとに、計画を立てて履修登録をしてください。

やむを得ず、履修登録辞退を行う場合は、指定された期間に手続きをしてください。手続きを怠った場合、平均点は下がります。

換算方式

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修科目の単位数} \times \text{その科目のポイント}) \text{の総和}}{\text{履修科目の単位数の総和}}$$

## 7. 成績発表

履修した科目の成績および修得単位については、前期（9月）・後期（2月または3月）に「成績通知書」を本人に渡します。

各科目につき一度修得した成績は取り消すことができません。成績通知書は必ず確認を行い、疑義のある場合は期間内に申し出てください。

## 8. 学位授与

本研究科の卒業生には、学士の称号を授与します。学位に付記される学士は次の通りです。

学科	専攻	学位
教育学研究科	教育学専攻	修士（教育学）

## 1. 休学

病気、その他やむを得ない特別の事由により、2ヶ月以上就学が困難な場合には研究指導教員と相談のうえ、所定の休学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば1年以内に限り休学が認められます。

- 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
- 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができますが、通算2年を超えることはできません。
- 休学期間は在学期間に算入されません。
- 休学願には、保証人の署名捺印が必要です。
- 前期または後期中途で休学した場合は、休学許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料等が免除されます。
- 休学期間中は在籍料が必要です。

## 2. 復学

休学期間の満了に伴い復学する場合、また休学事由の解消により復学する場合は、研究指導教員と相談のうえ、休学期間の満了前に復学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば復学することができます。

- 病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添付すること。
- 復学は年度もしくは学期の始めからとします。
- 復学願には、保証人の署名捺印が必要です。

## 3. 退学

経済的事情、また病気その他の事由で学業継続が困難となり、やむを得ず退学する場合には、研究指導教員と相談のうえ、事由を明記した退学願を教務部に提出してください。学長の許可を得れば退学することができます。

ただし、事情によっては大学が問題解決の援助をすることができる場合もありますので、あらかじめ、研究指導教員や教務部等に相談してください。

- 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
- 退学願を提出時には学生証・通学証明書を返還すること。
- 退学期日を含む学期までの学費を完納すること。
- 退学願には、保証人の署名捺印が必要です。

## 4. 除籍

次のような場合に除籍となります。

- 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 院学則第12条第2項に定める在学年限を超えた者（4年）
- 院学則第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 長期間にわたり行方不明で修学できない者

## 5. 再入学

やむを得ない事由により、退学した学生が再び修学を希望する場合は、再入学願を提出し、学長の許可を得れば退学時の相当年次に再入学することができます。

- 病気回復の場合は医師の診断書を添付してください。
- 再入学は年度もしくは学期の始めからとし、再入学願の提出期間は2月末日もしくは7月末日までとします。
- 再入学願には、保証人の署名捺印が必要となります。

## 6. 復籍

授業料未納により除籍となった学生が復籍を希望する場合は、復籍願を提出し、学長の許可を得れば復籍することができます。

## 1. 教育学研究科の教育

### ●教育目的

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目的とします。

### ●学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 〈概要〉

学校及び地域における教育施設等でのフィールドワークやケースメソッドをベースに実践の課題を持ちながら、教育学研究の方法を以って教育学研究を遂行し、実践の創造的問題解決につなぐ省察的研究の実践者に必要な能力として、以下の能力を目指すこととして、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とします。

1. 教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
2. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
3. 専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる力
4. 現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で多角的な視点から教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

### ●教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### 〈概要〉

教育課程の編成にあたっては、教職専門のみならず、学校と学校が所在する地域、さらには現代社会に対する深い理解をベースにして、様々な関係者と理論や価値観、実践を分かち合い、教育の創造へと導くことができる「省察的研究のできる実践者」を養成できるように以下の通り教育課程を編成します。

#### 1年次：

地域と学校でのフィールドワークを全員が行い（「基礎科目」の「地域・学校実践演習Ⅰ」及び「地域・学校実践演習Ⅱ」）、ケースメソッドを通して、地域教育と学校教育についての実際的な理解にもとづき、それぞれの教育を相対化して捉えます。教育を相対化することによって、地域教育と学校教育をめぐる常識を問い直し、地域教育と学校教育のあり方を見直していくと同時に、参与観察や関係者へのインタビュー等をとおして教員や教育職員、子ども、保護者が抱えている課題を見出し、探究します。その探究は、「基本科目」の現代教育実践学で学ぶ知識や「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」で学ぶ教育学研究方法をベースにして、研究指導科目での教育学の研究的方法論にもとづく研究を行いながら深めていくこととなります。

#### 2年次：

1年次の探究を通して生まれた研究課題、大学院修了後に活躍するフィールド等をふまえて、学校・園（「学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」）または地域の教育施設（「地域実践演習Ⅰ・Ⅱ」）でフィールドワークとケースメソッドを継続します。例えば、家庭支援をテーマに持つ学生は「地域実践演習Ⅰ・Ⅱ」の履修を選択し、地域の教育施設や地方の公共団体と連携したフィールドワークを継続し、また、教育方法をテーマに持つ学生は「学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」の履修を選択し、学校でのフィールドワークを継続するなどが考えられます。このフィールドワークを「研究指導」と往還させ、構想－実践－省察のサイクルで探究を続け、創造的な問題解決につなげていきます。具体的には、1年次の「地域・学校実践演習Ⅰ・Ⅱ」で培った相対化する思考力をもって、ケースメソッドを通して、固有のフィールドにおける問題に対する新しい理解を導き（構想）、フィールドで活動している人々に新しい理解を示し、意見を聞くことやパイロット的に試みるなどを行い（実践）、「研究指導」で専門的な観点から新しい理解を検証すること（検証）を通して、新しい理解を洗練させていく（新しい構想）。このサイクルを通して、実践と研究の両面から地域の教育課題への創

造的問題解決に取り組みます。

また、現代の教育課題は複合的であり、問題の理解や解決の方法を考えるにあたって、幅広い視野をもつことも重要です。そこで、多様な分野の専門知識を学修するために、教育実践に関する基礎的な専門知識を「基本科目」で学ぶとともに、「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」の両領域から自由に選択履修する教育課程を編成し、課題の創造的解決に必要な専門知識を学修します。

このように、学生の課題意識や専門分野に応じて、複数の科目等を体系的に履修するコースワークを可能にすることによって、新しい提案を構想し、実際のフィールドで実践する機会を得ながら課題の解決を検証し、構想を洗練させていく「構想－実践－省察のサイクル」を可能にし、創造的な問題解決の力を養っていきます。

そのために、本研究科の教育課程は、フィールドワークとケースメソッドの基礎を培う「基礎科目」、幅広い専門知識の基礎を学修する「基本科目」、それぞれの専門性を深めていく「専門科目（「カリキュラム開発領域」「教育コミュニティ創造領域」「現代教育実践領域」の3領域から構成）」及び「研究指導」の4つの科目区分で編成し、それらの科目区分を相互に関連づける教育課程を編成します。

## 2. 大学院 教育課程表（平成30年度）

●必修 ▲選択必修 □選択

科目区分	授業科目名	形態	単 位		配当年次・学期				幼 専 免	小 専 免	修了要件	
			必修	選択	1		2					
					前	後	前	後				
基礎科目	地域・学校実践演習Ⅰ	演習	2		●				○	○	2科目4単位必修	
	地域・学校実践演習Ⅱ	演習	2			●			○	○		
基礎科目	現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	講義	2	□					○	○	2科目4単位必修/ 5科目のうちから 3科目6単位以上選択履修	
	現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学）	講義	2	□					○			
	現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）	講義	2		□				○	○		
	現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）	講義	2		□				○	○		
	現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）	講義	2				□		○	○		
	研究方法論Ⅰ	演習	2		●							
研究方法論Ⅱ	演習	2			●							
専門科目	カリキュラム 開発領域	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）	講義	2	□					○	○	「地域教育実践演習Ⅰ」 または「学校教育実践演習Ⅰ」 1科目2単位、 「地域教育実践演習Ⅱ」 または「学校教育実践演習Ⅱ」 1科目2単位を選択必修 17科目から4科目8単位以上を 選択履修
		カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー）	講義	2	□						○	
		カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	講義	2				□		○	○	
		カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）	講義	2				□		○	○	
		カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）	講義	2					□	○	○	
		学校教育実践演習Ⅰ	演習	2					▲		○	
		学校教育実践演習Ⅱ	演習	2						▲	○	
	教育コミュニ ティ創造領域	教育コミュニティ特論	講義	2	□							
		多文化共生社会特論	講義	2		□						
		対人援助特論	講義	2				□				
		家庭支援特論	講義	2					□			
		地域教育実践演習Ⅰ	演習	2					▲			
		地域教育実践演習Ⅱ	演習	2						▲		
	現代教育 実践領域	教育組織開発特論	講義	2		□						
		コミュニティ・スクール特論	講義	2			□				○	
シチズンシップ教育特論		講義	2				□			○		
インクルーシブ教育特論		講義	2					□	○	○		
研究指導	研究指導Ⅰ	演習	1			●					4科目4単位必修	
	研究指導Ⅱ	演習	1				●					
	研究指導Ⅲ	演習	1					●				
	研究指導Ⅳ	演習	1						●			

※修了要件を満たした上で合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格すること。

## 大学院 授業概要一覧

授業科目名		授業の概要
地域・学校実践演習Ⅰ		地域の教育施設や学校園等のフィールドワークを行う。地域の教育施設や学校園等にボランティアあるいはインターンシップとして参加し、参与観察および関係者へのインタビュー等を通して、教員や教育職員、子ども、保護者が抱えている課題は何かを探求する。その探求方法として、ケースメソッドによる省察を行う。そのために、省察的実践とケースメソッドについての理論的な理解を踏まえながら、本授業で参与している事例について、学問領域、校種、年齢、学校と地域などの領域を超えて、事例を多角的・多面的に省察していく。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	梅野 圭史	
地域・学校実践演習Ⅱ		現代の我が国の教育が直面している諸問題は、学校や家庭、地域において相互に関連しながら生じており、それらの解決のためには包括的な子ども支援の視点が欠かせない。本授業は、不登校、いじめ、子育て不安等の今日的教育課題の解決をめざし、とりわけ、心理教育が担う役割や具体的な方策を中心にして、理論的、実践的に検討する。子どもや保護者、子どもの支援に関わる人々を対象とする心理教育を実践するために必要となるカウンセリング心理学の理論やスキルを習得し、具体的な実践を行い、生徒指導・教育相談に関する力量や家庭や地域教育支援に関する資質の向上を図り、教員や保護者等への適切な支援・助言ができる力量を身につける場とする。
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	米田 薫	
現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）		臨床教育学の基本的な研究上の課題と視点を示した上で、個から普遍への方向性を持ち、現実から出発し、具体的な問題解決を志向する臨床教育学の視座が現代の教育実践において、どのような意味をなすものなのかを考究する。具体的には、様々な課題を持った子どもの育ちに関わる実践、特に非行などの課題をもった子どもへの関わりに焦点をあて、そこでの支援実践事例をもとに、「個と個が関わりあう関係」に着目していくアプローチについて理解を深めていく。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	山本 智也	
現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学）		日本の幼児教育は、明治9年東京女子師範学校附属幼稚園の設立以来、ドイツのフレーベルの影響を受けて、関信三や倉橋惣三らによって教育実践と保育プログラムを結んだ理論が展開されるようになった。本授業では、先駆者が残した教育思想や保育実践プログラム、および理論から幼児教育を概括的に捉える。また、諸外国の幼児教育やNAEYC（全米乳幼児教育協会）が述べているDAP（発達にふさわしい実践）に学びながら、日本の幼児教育の質について再考し、子どもの発達にふさわしい幼児教育の実践が展開されるための保育・教育プログラム・カリキュラム作成の基礎研究を行う。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	大橋 喜美子	
現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）		主体的で協働的な学習や深い学習、創造的問題解決力の育成など、学習観が転換する現代の教育実践をとらえる視座を得ることを目的とする。被教育者の発達と学習を中心とする教育心理学研究、教師をはじめ教育者の発達と学習に関する教育心理学研究を解題する。被教育者と教育者の両面からの考察により、関係論的な視点から教育という営みをとらえ直す。さらに、教育心理学の知見を具体的な教育実践の事例と照らしながら検討し、実践と研究の構想につなぐ機会とする。
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	羽野 ゆつ子	
現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）		体の発育・発達には多くの要因によって変化し、一生涯の健康にも大きな影響を与える。また現在の子どもを取り巻く生活環境の変化から、予防医学的な見地からの健康課題も多く様々な研究報告がなされているが、子どもに関する報告は少ないのが現状である。そこで本科目では子どもの各年齢段階における発育発達を科学的根拠を基に解説するとともに子どもの発育・発達問題等に関する調査データや統計データを読み解きながら進めていく。さらに教育・福祉分野で実際に実施されている安全効果的な体の測定方法も修得する。
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	三村 寛一	
現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）		今日の教育をめぐる諸問題について、教育社会学の視点から検討する。その際、教育に関する「常識」や「思い込み」を問い直し、教育と社会の在り方について多角的に見つめ直すことをめざす。教育社会学では、教育事象を広く社会とのかかわりの中でとらえ、その意味を考察するため、扱うテーマは多岐にわたり、例えば、近代学校制度、教師集団、学力問題、市民社会、教育改革などが挙げられる。本科目では、最初に、教育社会学における基本的な考え方について学んだ後、これらの教育テーマについて検討し、教育者としての幅広い視野と知識を身につけることをめざす。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	鈴木 勇	
研究方法論Ⅰ		教育学研究に必要な方法論や研究事例を学び、教育学研究を行うために必要な知識や技能を身につける。具体的には教育・保育を多角的に分析するための視点や方法を修得するために、質的及び量的アプローチによる研究の手法を学ぶことが目的である。とりわけ本論では、社会調査法に依拠しつつ、エスノグラフィーの技法や、統計解析を用いた数量データの分析方法について学習した上で、それぞれの研究をデザインできる力の獲得を目指す。
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	芝野 淳一	



授業科目名		授業の概要
研究方法論Ⅱ		<p>教育学研究に必要な方法論や研究事例を学び、教育学研究を行うために必要な知識や技能を身につける。具体的には教育・保育を多角的に分析するための視点や方法を修得するために、質的及び量的アプローチによる研究の手法を学ぶことが目的である。とりわけ本論では、心理学的な観点から、観察法、面接法、質問紙調査法、実験法などの各方法論の実証性と限界について理解した上で、研究課題の定め方、研究計画の立て方、研究手法の選び方、分析方法などについての学びを深めることを目的としている。</p>
配当年次	1年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	藤崎 亜由子	
カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）		<p>戦後日本における学力論争に即して登場した議論や学力構造・モデルについて、例えば広岡亮蔵や勝田守一の学力モデルや新学力観における氷山モデル等を歴史的に検討するとともに、現代における国際的な学力調査（PISA）等での学力観やリテラシー観について検討する。また学力問題は評価論とも密接に関わるため、評価を巡る議論について到達度評価の議論やパフォーマンス評価（真正の評価論）の議論をも合わせて吟味する。これらの検討を踏まえて現在の進み行く教育改革を分析する知見を得る。</p>
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	赤沢 真世	
カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー）		<p>PISA が示すリテラシー能力を育成するためのコンピテンシー・ベースのカリキュラム開発が行えるように、その理解を深め、構想につなげる能力を育成する。中でも本講義では、言語学習開発論として、第一言語習得および第二言語習得の理論と実践を概説する。特に幼稚園・小学校時期における言語教育の実践について、英語および母語である国語を中心に、リテラシー能力及びコミュニケーション能力の養成と学習について、ケーススタディーを交えながら理解を深めていく。併せて、アクティブラーニングやICTなどの指導方法を導入する言語学習カリキュラム開発についても理解を深める。</p>
配当年次	1年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	長瀬 慶來	
カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）		<p>子どもの学びの履歴としての体育科教育のカリキュラムを開発し実践できる力を育てるために、児童・生徒が主体的に取り組むための学習指導に焦点をあてて、カリキュラム開発のあり方について理解を深める。また、予防医学的見地からみた健康と身体について考察する。中でも本講義では、身体活動と健康、スポーツと健康の相関的・相乗的な関係の基本理念について、生理的・医学的な特徴と関係から概説する。また現代社会における子どもの身体に関する健康課題について、最新の科学的根拠を基に解説し、保育・教育現場で実践可能な解決法の提案を試みる。</p>
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	安部 恵子	
カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）		<p>コンピテンシー・ベースのカリキュラム、子どもの学びの履歴としてのカリキュラムを開発し実践できる力を育てるために表現領域に焦点をあてて、カリキュラム開発のあり方について理解を深めることを目的としている。まず、表現のカリキュラムに関する現状と課題、基礎理論を講義を通して理解する。次に表現とは何か、芸術表現、遊びと表現、総合表現の観点から文献講読を通して理解を深める。そして主なカリキュラムの事例検討を行い、ディスカッションを行いながら各問題について整理する。以上をふまえ、表現領域におけるカリキュラム研究と実践を行い、カリキュラム開発の視点を獲得する。</p>
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	鉄口 真理子	
カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）		<p>集団に着目した学習論や協同学習の理論を歴史的に検討するとともに、近年のアクティブ・ラーニングに関する議論について批判的に検討する。戦後日本に限ってみても、集団に着目した学習論や協同学習論は多様に展開してきた。それらは効率よく知識を身につけさせるような単なるテクニックではなく、特定の間観や学習観、問題意識に基づいたものである。本科目では多様な学習論を分析し、比較検討を行うことを通して、集団での学習や主体的な学習に関わるカリキュラムの分析・開発・改善できるようにすることを目指す。</p>
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	間篠 剛留	
学校教育実践演習Ⅰ		<p>小学校、幼稚園におけるフィールドワークにより、言語能力育成に関わる諸課題を軸として保育、授業づくりの検討を行う。ボランティアあるいはインターンシップとして学校教育に参加しつつ、参与観察や関係者へのインタビュー等とおして、多角的、立体的に課題を探究する。その際、大学院生の協働によるフィールドワークの省察を「ケース・メソッド」で取り組む。そのことで課題分析を深化させるとともに、解決へ向けて創造的、組織的に実践できる力を身につける。</p>
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	辻村 敬三	
学校教育実践演習Ⅱ		<p>大学院生と教員による協働研究を通じて、幼稚園と小学校との異校種間連携や、算数科と総合的な学習等の教科領域横断のカリキュラム開発と、保育・授業づくりの検討を行う。その際、大学院生による小学校や幼稚園での「フィールドワーク」と、大学院生の協働によるフィールドワークの省察を「ケース・メソッド」で取り組む。そうすることで、幼稚園・小学校現場で中心的な役割を担いながら、創造的なカリキュラム開発と保育・授業づくりを組織的に実践できる力を身につけることができる。</p>
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	橋本 隆公	

授業科目名		授業の概要
教育コミュニティ特論		子供のよりよい育ちのためには、コミュニティ全体で総合的に子供を支えていくことが必要であるという立場から、主に子供を中心とした教育コミュニティについて扱う。前半では、教育コミュニティに関する理念や、それが必要とされる背景及び現状について学び、これまでの「学校と地域の連携」と「教育コミュニティ」の違いについて考える。後半では、国内外の教育コミュニティに関する様々な事例をもとにして、教育コミュニティづくりの実態および工夫や課題について検討し、よりよい教育コミュニティに必要なものは何かについて受講生と議論していきたい。
配当年次	1 年前期	
単位数	2 単位	
担当教員名	平阪 美穂	
多文化共生社会特論		グローバル化時代における教育のあり方について、国内外の事例や学術領域において構築された理論等を踏まえて考察する。具体的には、国境を越えて移動する人々（＝移民）に焦点を当て、多様な文化的背景をもつ子どもたちを包摂するための教育を構想することを通じて、教育者として多文化共生社会の実現に貢献するための知識・能力を獲得することを旨とする。本論では、日本における外国人及び海外における日本人に関する教育問題を主なトピックとして取り上げる。
配当年次	1 年後期	
単位数	2 単位	
担当教員名	芝野 淳一	
対人援助特論		今日、教育をめぐる問題は複雑多様化してきている。不登校、いじめ、貧困、虐待など、学校は子どもが抱える様々な課題に直面している。そのような状況にあって、すべての問題に教員のみで対応するのはもはや困難である。本授業では、より広い見地から教育実践の省察を通して問題解決を模索していく。実践的な学びとして、スクールカウンセリングやスクールソーシャルワークなどを活用した「チーム学校」を念頭に置き、さらにコミュニティにおける多様な対人援助の協働による支援のあり方を検討する。
配当年次	2 年前期	
単位数	2 単位	
担当教員名	岩崎 久志	
家庭支援特論		家族の構造、形態、機能について諸理論について理解した上で、今日の子育て家庭に焦点をあて、家庭支援の意義と役割についての認識を深めていくことを目的とする。具体的には、家族の今日的な課題を明らかにした上で、特に家庭の教育的機能に焦点をあて、家族内コミュニケーションのあり方について理解を深めていく。さらに、家庭教育支援を実施していくにあたって、システムズ・アプローチの認識論に立って家族の問題をとらえる意義、さらには社会構成主義の考え方を踏まえた具体的な支援の方法論について考究していく。
配当年次	2 年後期	
単位数	2 単位	
担当教員名	山本 智也	
地域教育実践演習 I		地域教育の主たる担い手が学校であることは間違いない。しかし、地域には学校以外にも教育を支える様々な組織や人々が活動している。例えば、学校にいけない子供たちの居場所を提供するフリースクールの活動、地域の歴史や文化を教える活動、諸外国の人々との交流を図る活動などである。これらの活動を支えているのは、(広い意味での) ボランティアや非営利組織 (NPO) であることが多い。本科目では、地域における学校以外の教育組織に着目し、実際にこれらの組織でフィールドワークを行いながら、地域教育にかかわる組織の活動とその意義について検討する。
配当年次	2 年前期	
単位数	2 単位	
担当教員名	鈴木 勇	
地域教育実践演習 II		「地域教育実践演習 I」において、フィールドワークを通じて、学校以外の地域教育組織について身に着けた知見をさらに展化・深化させることを目的とする。つまり、地域において、学校とは異なる目的や方法によって活動する教育組織の意義を理解した上で、地域にとってより効果的な学校と地域組織との協働のあり方を模索する。フィールドワークを通じて地域教育の活動に関わりながら、学校を含めた多様な教育機関の協働が、地域教育にもたらす可能性と課題を検討する。
配当年次	2 年後期	
単位数	2 単位	
担当教員名	鈴木 勇	
教育組織開発特論		教育にかかわる集団や組織を社会関係資本や組織論の観点から検討し、教育効果を生み出す組織開発について考察する。具体的には学級集団、教職員集団、地域社会に着目し、友人関係、教師と生徒の関係、校長のリーダーシップ、家族・保護者との協働などを取り上げる。ただ、特定の条件を満たせば、必ず教育効果が上がるというものではないことも事例を通じて示し、教育組織の開発には、個々の条件や環境を考慮した多様な取り組みが必要であることを検討する。
配当年次	1 年後期	
単位数	2 単位	
担当教員名	鈴木 勇	
コミュニティ・スクール特論		学校・家庭・地域が連携して課題を解決していく意義と方法について理解し、学校マネジメントの重要性に気づくようにする。そのために、まず、「地域とともにある学校づくり」の概要を知り、学校支援活動やコミュニティ・スクールとの関係を理解する。次に、学校支援活動のあり方を知り、ボランティアの有効な活用や学校支援地域本部事業との関係を理解する。さらに、コミュニティ・スクールが設置されてきた経緯を知り、その成果と課題を探る。これらの取組をまとめて、コミュニティ・スクールと小中一貫教育の関係を整理し、「接続」「共有」「共通」「連続」「系統」などのキーワードでコミュニティ・スクールの取組を整理する。
配当年次	2 年前期	
単位数	2 単位	
担当教員名	西 孝一郎	

授業科目名		授業の概要
シチズンシップ教育特論		シチズンシップ（市民性）とは、民主主義社会の構成員として自立した思考と判断を行い、政治や社会の意思決定や問題解決に能動的に参加する資質を指す概念である。そうした社会創造の実践者としての価値・知識・技能を涵養する教育が、シチズンシップ教育である。人口変動や気候変動、グローバル化や高度情報化、社会的排除の広がりや社会的結束の揺らぎなど、大きな社会変容の只中であって、求められるシチズンシップ教育もまた変化している。この動きに呼応して、国内外では既に新たなシチズンシップ教育が創り出されていっている。本コースでは、そのような事例を手掛かりにシチズンシップ教育への理解を深め、実践に向けての足場を構築していく。全体を通じて、21世紀社会デザインにおける「市民」とはどのような存在かを講究していくこととなる。
配当年次	2年前期	
単位数	2単位	
担当教員名	川中 大輔	
インクルーシブ教育特論		最初に「インクルージョン」の基本的な考え方を踏まえることを重視する。次いで、障害のある児童生徒に対する教育制度等に関する情報収集を行い、インクルーシブ教育の観点も含めて実施状況及びその課題を探る。特別支援学校等においては、インクルーシブ教育の一環として、「交流及び共同学習」の実施が義務付けられていることから、主としてその情報収集をもとにして課題及びその解決策を検討する。加えて、通常の学級においても、インクルーシブ教育を実施することも重要であることから、ユニバーサルデザインや合理的配慮の考え方を踏まえつつ、実践を基礎とした協議等により、望ましい実施の在り方を探る。全体的には、インクルーシブ教育システムの構築に資する実践等を収集しつつ、学校教育における「共生社会」を目指した効果的な取組に関する知見を明確にし、講義及び研究協議等のまとめ、レポート作成、中間調査などを経て、その定着を図る。
配当年次	2年後期	
単位数	2単位	
担当教員名	石塚 謙二	
研究指導Ⅰ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅰ」においては、修士論文のテーマ設定に向けて、その理論的基盤を先行研究の概観をとおして修得する。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	1年前期	
単位数	1単位	
担当教員名	三村寛一 山本智也 安部恵子 長瀬慶来 梅野圭史 米田薫 羽野ゆつ子	
研究指導Ⅱ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅱ」においては、修士論文作成のための研究構想及び研究計画の具体的策定を見据えた、データの収集・整理・分析方法を修得する。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	1年後期	
単位数	1単位	
担当教員名	三村寛一 山本智也 安部恵子 長瀬慶来 梅野圭史 米田薫 羽野ゆつ子	
研究指導Ⅲ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅲ」においては、先行研究論文の探求や教育実践に資する調査研究の実施、データの収集及び分析を進めていき、修士論文中間報告会における報告と、そこでのフィードバックを通して、妥当性・信頼性のある、より質の高い研究をめざす。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	2年前期	
単位数	1単位	
担当教員名	三村寛一 山本智也 安部恵子 長瀬慶来 梅野圭史 米田薫 羽野ゆつ子	
研究指導Ⅳ		「研究指導Ⅰ～同Ⅳ」は、修士論文作成のための授業であり、フィールドワークとケースメソッドによる省察から生まれた、個々の研究テーマを、フィールドワークを継続しながら探究し、実践の理論化をめざすもので、各専門指導教員の指導を受けて、研究する。このうち「研究指導Ⅳ」においては、修士論文の到達点を明確にし、データの分析結果を踏まえ、研究課題についての理論構築を図り、論文構成を洗練させ、修士論文の完成をめざす。 各教員の指導内容においてはシラバス参照のこと。
配当年次	2年後期	
単位数	1単位	
担当教員名	三村寛一 山本智也 安部恵子 長瀬慶来 梅野圭史 米田薫 羽野ゆつ子	

### 3. 免許・資格課程

#### (1) 教職課程について

##### 1) 教員養成に対する理念・構想

本研究科は、現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校、園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目指します。

これは基礎となる学部である教育学部の教育課程が、4年間を通じて配置している見学実習、インターンシップ、保育実習や教育実習という実践を通しての学びとともに、教育に関する理論と往還しながら教育実践を探究することを特徴としていることを踏まえ、本研究科の教育課程においては、学部におけるこれらの学びの特徴を継承し、学校教育における実践力の基礎を養う学部の教育課程の高度化を目指すものです。

すなわち、教職専門のみならず、学校とそれが置かれている地域、さらには現代社会についての深い理解をベースにして、様々な関係者と理論や価値観、実践を分かち合い、教育の創造へと導くことのできる、「省察的研究のできる実践者」を養成します。そのために、学校および地域における教育施設等でのフィールドワークと事例研究（ケース・メソッド）をベースに、理論をふまえた実践研究を行い、省察的研究のできる実践者となるための以下の能力の育成を目指します。

- ①教育学に関する、広い視野をもった高度な専門知識や教育技術
- ②現代の教育に関する実践的課題をふまえ、地域の諸組織と協働で多角的な視点から教育実践を省察し、有用な知にたどり着く、創造的問題解決ができる力
- ③専門的理論・知見と自ら立てた問題意識や仮説を絶えず批判的に検討・消化しつつ、自分の考えをその場にふさわしい方法で表出し、また相手の考えや立場を尊重しながら討議あるいは応答できる能力
- ④現代の教育に関する実践的課題を踏まえ、地域の諸組織との協働で教育実践を省察し、教育実践に関して、客観的かつ論理的に考察を展開し、独創的で有用な研究を遂行できる力

##### 2) 取得可能な免許状の概要

###### ア. 幼稚園専修免許課程（幼稚園教諭専修免許状）

幼児教育に関する実践的課題を理解し、地域の幼稚園、こども園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目指します。

こうした目的を実現するための教育課程は次の3点を特色としたものとします。

- ①地域に支えられた学校のあり方を多様な人々と協働で実践的に学び、実践を通じた協働による省察力を培うための地域や学校でのフィールドワークを1年次、2年次を通じて履修する。
- ②フィールドワークの実践を省察する基礎となる高度な専門知識を学修するため、現代教育実践学として、臨床教育学、幼児教育学、教育心理学、発育発達学、教育社会学に関する科目を履修し、現代社会と教育実践について俯瞰的、包括的に探究する。
- ③幼児教育における今日的課題を踏まえ、カリキュラム開発に焦点を当て「リテラシー」、「身体と健康」、「表現」の領域における科目を履修することを通して、カリキュラムを開発し、実践できる力を育てる。これとともに「インクルーシブ教育」として、共生社会の形成に向けて個別の教育的ニーズのある子どもに対する教育のあり方について理解を深める。

###### イ. 小学校専修免許課程（小学校教諭専修免許状）

初等教育に関する実践的課題を理解し、地域の小学校をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門職業人の養成を目指します。

こうした目的を実現するための教育課程は次の3点を特色としたものとします。

- ①地域に支えられた学校のあり方を多様な人々と協働で実践的に学び、実践を通じた協働による省察力を培うための地域や学校でのフィールドワークを1年次、2年次を通じて履修する。
- ②フィールドワークの実践を省察する基礎となる高度な専門知識を学修するため、現代教育実践学として、臨床教育学、教育心理学、発育発達学、教育社会学に関する科目を履修し、現代社会と教育実践について俯瞰的、包括的に探究する。

- ③初等教育における今日的課題を踏まえ、カリキュラム開発に焦点を当て「学力と評価」、「リテラシー」、「身体と健康」、「表現」、「集団学習」の領域における科目を履修することを通して、21世紀型の学力について吟味し、カリキュラム開発と、アクティブラーニングや協同学習など教育方法の研究を通じて、児童生徒の真の学力向上を支援できる教員の養成を目指す。

これとともに「コミュニティ・スクール特論」、「シチズンシップ教育」、「インクルーシブ教育」といった教育をめぐる今日的課題について理解を深める。

### 3) 免許状取得条件

免許状を取得するためには、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に従い単位を修得する必要があります。詳細は、前頁の教育課程表を確認してください。

## 4. 学位論文

### (1) 修士論文提出要領

1. 提出期間：2年次12月下旬
2. 提出場所：研究科長へ提出
3. 提出物：修士論文（3部）
4. 提出資格：
  - ①標準修業年限（2年間）の最終学期以降であること（休学期間は除く）
  - ②修了必要単位数を修得見込みであること
5. 執筆要領：
  - ①使用言語：原則として日本語
  - ②体裁：
    1. 原則として用紙はA4サイズ・横書きとすること
    2. 表紙・裏表紙をつけること
    3. 表紙の次の白紙を1枚挿入すること
  - ③書式：
    1. 読みやすいように左右のマージンに配慮して全体をレイアウトすること
    2. 本論の前に目次をつけ、本論から各ページの下中央に通しのページ番号をふること
6. 審査・評価：
  - ①審査は、審査委員3名（主査1名、副査2名）を含む3名以上の審査委員会によって行われます。なお、研究指導教員は主査を担当できません。
  - ②審査委員会による最終試験は、学位論文の審査に合格したのものについて、当該学位論文を中心として口述または筆記により行います。

### (2) 修士論文審査基準

1. 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 情報収集の度合い：当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
3. 研究方法の妥当性：研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
4. 論理の一貫性：全体の構成も含めて論理展開に整合性、一貫性があること。
5. 独創性：当初設定した課題に対応した明確かつ独創的な結論が提示されていること。
6. 論文作成能力：文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して学術論文としての体裁が整っていること。
7. 研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な論理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規定や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

### (3) 修士学位取得プロセス

修士学位取得プロセス（標準修業年限の場合）

教育学研究科における修士学位取得までのプロセスは下記表の通りです。

入学				
1年次	前期	大学院講義・演習受講	研究指導受講	(4月) ・オリエンテーション ・前期履修登録
	後期			(5月) ・研究指導教員の決定 ・研究計画の提出
2年次	前期			(10月) ・後期履修登録 ・研究構想の提出
	後期			(11月) ・研究構想発表会
2年次	前期	大学院講義・演習受講	研究指導受講	(4月) ・前期履修登録 ・研究計画の見直し
				(6月) ・修士論文中間発表会 ・修士論文題目及び概要提出
	後期			(10月) ・後期履修指導
				(12月下旬) ・修士論文の提出
				(1月上旬) ・主査・副査の決定
				(2月中旬) ・修士論文審査
最終試験				
合否判定				
製本用論文の提出締切				
修士論文発表会（公開）				
修士課程の終了				
学位授与式				
(製本論文 交付)				

## 5. 設備

### ①共同研究室・自習室

中央館地下1階に大学院生共同研究室があります。教育学研究科生が共同で利用でき、PC等も備えられています。  
開室時間は、平日・土曜日ともに8:50～22:00です。(※日・祝および大学が定める期間は閉室)

### ②教育学研究科図書室・資料室

西館4階に図書室1室と資料室1室があり、基本図書・学術雑誌等を整備しています。  
開館時間は、平日9:00～20:00、土曜日9:00～17:00です。

### ③教務部

授業の履修や試験・成績についての窓口となります。  
開室時間は、平日8:50～18:00です。



# 大阪成蹊大学大学院学則

平成 29 年 9 月 14 日 制定

2 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第 1 章

## 第 2 章 大学院通則

### 第 1 節 目的及び自己点検・評価

(目的)

第 1 章 大阪成蹊大学大学院（以下「大学院」という。）は、大阪成蹊学園の建学の精神「桃李不言下自成蹊」に基づき、学術の理論とその実践的な応用について教授研究し、その深奥を極めて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 章 大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い公表する。

2 前項の点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

### 第 2 節 組織

(目的)

第 3 条 大学院に、次に掲げる研究科、専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

2 前項の研究科における目的は次に掲げるとおりとする。

現代の教育に関する実践的課題を理解し、地域の学校・園をはじめ、子どもの教育と成長に係る諸組織と協働で、さまざまな教育実践を省察しながら、創造的に問題解決のできる教育に関する高度専門業人の養成を目的とする。

(教育方法の特例)

第 4 条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

(入学定員及び収容定員)

第 5 条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
教育学研究科	教育学専攻	5 人	10 人
合計		5 人	10 人

### 第 3 節 教職員組織

(研究科長)

第 6 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。

(教員組織)

第 7 条 研究科に、教授、准教授、講師及び助教を置く。

### 第 4 節 研究科委員会

(研究科委員会)

第 8 条 研究科に研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第 1 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 9 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 10 条 学年を、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学期ごとの授業の開始日及び終了日について変更することができる。

(休業日)

第 11 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 学園の創立記念日（4 月 20 日）

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じて、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第 1 項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

### 第 2 節 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第 12 条 修士課程の修業年限は、2 年とする。

2 在学期間は、4 年を超えることはできない。ただし、第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の 2 倍を超えて在学することはできない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。ただし、在学期間は、4 年を超えることはできない。

### 第 3 節 入学、再入学、休学、復学、転学、退学及び除籍等

(入学時期)

第 13 条 入学の時期は、学年の始めから 30 日以内とする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 14 条 大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法に定める大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を終了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳以上の者  
（入学の出願）
- 第15条 大学院に入学を志願する者は、入学志願票に、別に定める書類及び第47条に定める検定料を添えて願い出なければならない。  
（入学者の選考）
- 第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考する。  
（入学手続及び入学許可）
- 第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第48条に定める入学手続き料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。  
（再入学）
- 第18条 やむを得ない事由により大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。  
（転入学）
- 第19条 他の大学院（外国の大学院を含む）に在学している者で、大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、委員会の審議を経て、学長が決定する。  
（休学）
- 第20条 疾病その他正当な事由により2月以上就学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。
- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。  
（休学期間）
- 第21条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができるが、通算2年を超えることはできない。
- 2 休学期間は、第12条に定める在学期間に算入しない。  
（復学）
- 第22条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。
- （転学）
- 第23条 他の大学院に、入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。  
（留学）
- 第24条 外国の大学院へ留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項により留学した期間は、第12条の定める修業年限に含めることができる。
- 3 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第32条の規定を準用する。  
（退学）
- 第25条 退学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。  
（除籍）
- 第26条 次の各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て、学長が除籍する。
- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第21条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明で修学できない者
- 第4節 教育課程及び履修方法等  
（教育課程の編成方針）
- 第27条 大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって、体系的に教育課程を編成するものとする。  
（教育課程の編成方法等）
- 第28条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 2 授業科目及び単位数については別表のとおりとし、履修方法等については、別に定める。
- 3 第2項の規定にかかわらず、長期履修学生については、その計画的な履修を認めることができる。  
（授業の方法等）
- 第29条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又は併用により行うものとする。  
（単位）
- 第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。  
（単位の授与）
- 第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。  
（他の大学院における授業科目の履修等）
- 第32条 教育上有益と認められるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、委員会の審議を経て、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、外国の大学院に留学し、修得した場合に準用する。
- 3 他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院又は研究所等における研究指導の委託)

第33条 教育上有益と認められるときは、委員会の審議を経て、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認められるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を委員会の審議を経て、研究科長が大学院入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

3 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、A・B・C・D及びEをもって表し、D以上を合格とする。

(教育職員免許状)

第36条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

- (1) 小学校教諭専修免許状
- (2) 幼稚園教諭専修免許状

## 第5節 修了及び学位

(課程の修了)

第37条 大学院に第12条の規定による修業年限以上在学し、次に掲げる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文審査に合格した者については、委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

科目区分	単位数	計
必修科目	基礎科目(地域・学校実践演習Ⅰ:2単位、地域・学校実践演習Ⅱ:2単位)計4単位 基本科目(研究方法論Ⅰ:2単位、研究方法論Ⅱ:2単位)4単位 研究指導(研究指導Ⅰ:1単位、研究指導Ⅱ:1単位、研究指導Ⅲ:1単位、研究指導Ⅳ:1単位)4単位 合計12単位	30単位以上
選択科目	基本科目のうち、必修を除く5科目から、3科目6単位選択 専門科目のうち、「地域教育実践演習Ⅰ(2単位)」または「学校教育実践演習Ⅰ(2単位)」のうちいずれか2単位、「地域教育実践演習Ⅱ(2単位)」または「学校教育実践演習Ⅱ(2単位)」のうちいずれか2単位、計2科目4単位選択 上記以外の選択科目のうち、4科目8単位以上	

(学位)

第38条 大学院の課程を修了した者には、次の区分により学位を学長が授与する。

研究科	専攻	授与する学位
教育学研究科	教育学専攻	修士(教育学)

2 学位の授与等に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第6節 賞罰

(表彰)

第39条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、委員会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学生が、学則、諸規程及び諸指示を守らないときは、委員会及び教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の懲戒のうち、退学については、次の各号に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第7節 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学院の学生以外の者で、大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院の学生以外の者で、大学院において一又は複数の授業科目について履修することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第45条 他の大学院の学生で、大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、単位互換履修生として入学を許可することができる。

2 単位互換履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 日本国籍を有しない者で、大学院において教育を受ける目的を持って入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、

選考の上、外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第8節 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第47条 大学院への入学志願者は、入学検定料として35,000円を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

第48条 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

種別	年額
入学金	200,000円
授業料	500,000円

2 特別研究学生、特別聴講学生、研究生、科目等履修生の入学検定料、入学金及び授業料については、別に定める。

(授業料の納期)

第49条 授業料の納期は、各年度に係わる授業料については前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 入学金の納期は入学時とし、授業料の納期は、前期分にあたっては4月30日まで、後期分にあたっては10月2日までとする。

3 大学院において、特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めるものとする。

4 前項の分納又は延納の期限等については、別に定める。

5 第12条第3項の規定により長期履修学生制度の適用を受けた場合の授業料等の納入方法については、別に定める。

(その他の納付金)

第50条 実習費その他必要な費用は、別に徴収する。

(復学等の場合の授業料)

第51条 学年の中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第52条 休学期間中の授業料は免除する。

2 前期又は後期の途中で休学した者は、休学が許可された月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(退学等の場合の授業料)

第53条 退学、転学する者は、その当該期までの授業料の全額を納入しなければならない。

(授業料の免除)

第54条 経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は授業料を分納して納入させることができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表（第 28 条関係）

## 基礎科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基礎科目	地域・学校実践演習Ⅰ	1	2			演習
	地域・学校実践演習Ⅱ	1	2			演習

## 基本科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
基本科目	現代教育実践学Ⅰ（臨床教育学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅱ（幼児教育学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅲ（教育心理学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅳ（発育発達学）	1		2		講義
	現代教育実践学Ⅴ（教育社会学）	2		2		講義
	研究方法論Ⅰ	1	2			演習
	研究方法論Ⅱ	1	2			演習

## 専門科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
カリキュラム開発領域科目	カリキュラム開発特論Ⅰ（学力と評価）	1		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅱ（リテラシー）	1		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅲ（身体と健康）	2		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅳ（表現）	2		2		講義
	カリキュラム開発特論Ⅴ（集団学習論）	2		2		講義
	学校教育実践演習Ⅰ	2		2		演習
	学校教育実践演習Ⅱ	2		2		演習
教育コミュニティ創造領域科目	教育コミュニティ特論	1		2		講義
	多文化共生社会特論	1		2		講義
	対人援助特論	2		2		講義
	家庭支援特論	2		2		講義
	地域教育実践演習Ⅰ	2		2		演習
	地域教育実践演習Ⅱ	2		2		演習
現代教育実践領域科目	教育組織開発特論	1		2		講義
	コミュニティ・スクール特論	2		2		講義
	シチズンシップ教育特論	2		2		講義
	インクルーシブ教育特論	2		2		講義

## 研究指導

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			授業区分
			必修	選択	自由	
研究指導	研究指導Ⅰ	1	1			演習
	研究指導Ⅱ	1	1			演習
	研究指導Ⅲ	2	1			演習
	研究指導Ⅳ	2	1			演習

レポートや論文作成など、研究活動に関わる際の、研究倫理に関する考え方や取組の概要については以下のとおりです。下記の著作権ならびに個人情報に関わる部分は、レポートや論文を作成する際に理解しておくべき基本的なものです。担当の先生方に相談のうえ、情報の扱いに注意願ってください。

## 1. 著作権関連

ネットや書籍に掲載されている写真や文字情報などを、引用のルールなしにコピー・ペーストして使用すると著作権の侵害ならびに研究不正行為として盗用とみなされます。

### (1) 著作権とは

著作物を製作した際、申請や登録といった手続を一切必要とせずに自動的に付与される権利です。著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義され、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラムなどが著作物として著作権法に例示されていますが、論文、書籍中の文章・図・表・写真・イラスト、講演、新聞記事、雑誌記事などもすべて著作物です。

### (2) 引用について

自分の著作物の中で他の著作物の一部を掲載する行為を「引用」といいます。著作権法により、「公表された」著作物を「公正な慣行に合致」し、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で著作物の中に引用できます。判例等を踏まえ、下記の要件を満たせば著作権者の了解を得ずに引用してよいと考えられます。

- ① 出典を明記すること
- ② 自分の著作物が主たる部分で、引用部分は従たるものであること
- ③ 引用する著作物を許可なく改変しないこと
- ④ 引用する著作物がすでに公表されたものであること（ウェブ上の公開なども含む）
- ⑤ 引用する必然性があること（自説の補強などのために他人の著作物を使用するなど）
- ⑥ 引用にあたる部分を明確に示してあること（引用部分を括弧で括ったり、書体を変えるなど自分の著作物ではないことを明示する）

## 2. 個人情報関連

レポートや論文を作成する上で、アンケート調査の結果や個人から聞いた話を掲載する場合、個人が特定されない工夫や事前に許可を得る必要があります。

### (1) 個人情報とは

生存する個人に関する情報です。

- 1) 氏名、 2) 生年月日、 3) 住所、 4) 電話番号

などの記述により特定の個人を識別できるものを個人情報といいます（2005年4月から全面的に施行された個人情報保護法2条1項に定義）。

### (2) 個人情報の取り扱いについて

アンケート調査やインタビュー調査を実施する時には、

- 1) 対象者に研究の目的及び方法などを説明し、理解を求めた上で、同意を得ること
- 2) 対象者にかかわる情報をむやみに他人に開示しない

など、個人情報を保護する定めがあります。詳しくは、担当の先生に確認の上、調査ならびにレポート、論文を作成してください。

### 【参考文献】

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（2015）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」

# MEMO

---

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

---

# MEMO

---

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

---